



☁️ 介護職員等特定処遇改善加算とは

☁️ 介護職員等特定処遇改善加算を取得するには

☁️ 介護職員処遇改善加算 I - III の違い

☁️ 介護職員等特定処遇改善加算 I と II の違い

☁️ ホームページ見えるか化とは

☁️ サービス提供体制加算とは



☁️ 介護職員等特定処遇改善加算とは

2019年10月から消費税率引き上げに伴う増収分を財源として、(従前の【介護職員処遇改善加算】I-IIIを取得している介護サービス事業所・施設(以下、介護事業所等)において、おもに「勤続10年以上の介護福祉士」の処遇改善を行うための原資を提供するものです。

☁️ 介護職員等特定処遇改善加算を取得するには

- (1) 介護職員処遇改善加算I-IIIを取得している。
- (2) 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件における「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」のそれぞれを1項目以上実施している。
- (3) 介護職員処遇改善加算に基づく取り組みをホームページに掲載するなど「見える化」をしている。

☁️ 介護職員処遇改善加算 I - III の違い

介護職員処遇改善加算

加算 I	加算 II	加算 III
キャリアパス要件 I、II、IIIの全て + 職場環境等要件	キャリアパス要件 I 及び II + 職場環境等要件	キャリアパス要件 I または II + 職場環境等要件

キャリアパス

要件 I	要件 II	要件 III
職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系の整備すること	資質向上のための計画を策定して、研修の実施または研修の機会を設けること	経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること。

※職場環境等要件

介護職員処遇改善加算を取得するにあたっては、賃金改善等の処遇改善の内容等について、雇用する全ての介護職員へ周知することが必要です。

介護職員処遇改善加算に係る加算について

サービス区分	介護職員処遇改善加算の区分に応じた加算表		
	加算 I	加算 II	加算 III
小規模多機能型居宅介護	10.2%	7.4%	4.1%
通所介護	5.9%	4.3%	2.3%



キャリアパス？
職場環境等要件？

キャリアパス
職場環境等要件とは



ご利用の総単位数に応じて介護報酬単位数(加算 I - 加算 III)を加算します。





介護職員等特定処遇改善加算ⅠとⅡの違い

※特定Ⅰの場合

上記の内容に併せて、サービス提供体制強化加算(最も高い区分)、特定事業所加算、日常生活継続支援加算、入居継続支援加算のこれらの所得状況に応じて特定Ⅰの加算となる。

※特定Ⅱの場合

上記の内容に併せて、サービス提供体制強化加算(最も高い区分)、特定事業所加算、日常生活継続支援加算、入居継続支援加算のこれらの所得条件に満たない場合は特定Ⅱの加算となる。



サービス提供体制加算とは

小規模多機能型居宅介護

<ul style="list-style-type: none"> サービス提供強化体制加算(Ⅰ) 以下のいずれかに該当すること ①介護福祉士の占める割合が70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上
<ul style="list-style-type: none"> サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ①介護福祉士の占める割合が50%以上
<ul style="list-style-type: none"> サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 以下のいずれかに該当すること ①介護福祉士の占める割合が40%以上 ②常勤職員60%以上 ③勤続7年以上の職員が30%以上

サービス提供強化体制加算(Ⅰ)が最も高い区分です。



通所介護

<ul style="list-style-type: none"> サービス提供強化体制加算(Ⅰ) 以下のいずれかに該当すること ①介護福祉士の占める割合が70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上
<ul style="list-style-type: none"> サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ①介護福祉士の占める割合が50%以上
<ul style="list-style-type: none"> サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 以下のいずれかに該当すること ①介護福祉士の占める割合が40%以上 ②勤続7年以上の職員が30%以上

サービス事業所によって加算内容や単位数に違いがあります。また、要介護度に合わせて月単位・日単位か請求方法が異なります。



サービス提供強化加算に係る加算について

サービス区分	サービス提供強化加算の区分に応じた加算表		
	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ
小規模多機能型居宅介護	750単位/月	640単位/月	350単位/月

サービス区分	サービス提供強化加算の区分に応じた加算表		
	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ
通所介護(要介護)	22単位/日	18単位/日	6単位/日
通所介護(要支援1)	88単位/月	72単位/月	24単位/月
通所介護(要支援2)	176単位/月	144単位/月	48単位/月

ご利用の単位数と合わせて左記の単位数が加算され。ご利用請求となります。



次ページでは、各事業所別(ささえ～る・はなえ～る・かなえ～る)に介護職員等特定処遇改善加算と介護職員処遇改善加算の取得状況を一覧にしています。見える化に伴い、必要要件や加算額も本年度の見込み額としても併せて掲載しています。



ホームページ見えるか化とは

- ①提供サービス内容
 - ②介護職員処遇改善加算の取得状況
 - ③従業者に関する情報
 - ④従業者の教育訓練のための制度、研修その他の従業者の資質向上に向けた取り組みの実施状況
- 各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。

→各要件については下記に記載されている内容を確認。

①.② 提供サービス内容・介護職員処遇改善加算の取得状況(指定権者内事業所一覧)

※令和2年4月1日～令和3年3月31日(実績)

法人名		え～るケアサポート株式会社				
事業所名	サービス区分	特定処遇改善加算	現行の処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算額 + 介護職員等処遇改善加算額	賃金改善所要額	対象職員数
ささえ～る小規模多機能ホーム	小規模多機能型居宅介護	新加算Ⅰ	加算Ⅰ	¥17,199,632	¥19,989,048	47 人
		1.5%	10.2%			
はなえ～る小規模多機能ホーム	小規模多機能型居宅介護	新加算Ⅰ	加算Ⅰ			
		1.5%	10.2%			
かなえ～るデイサービスセンター	通所介護	新加算Ⅱ	加算Ⅰ			
		1.0%	5.9%			

③ 従業者に関する情報(指定権者内事業所一覧)令和3年10月1日～

ささえ～る小規模多機能ホーム			はなえ～る小規模多機能ホーム			かなえ～るデイサービスセンター		
総従業者数	18 人		総従業者数	18 人		総従業者数	18 人	
介護職員数	常勤	11 人	介護職員数	常勤	11 人	介護職員数	常勤	11 人
	非常勤	4 人		非常勤	1 人		非常勤	4 人
看護職員数	常勤	2 人	看護職員数	常勤	0 人	看護職員数	常勤	0 人
	非常勤	1 人		非常勤	3 人		非常勤	3 人
経験年数10年以上の介護職員の割合	33%		経験年数10年以上の介護職員の割合	42%		経験年数10年以上の介護職員の割合	13%	
夜勤を行う従事者数	5 人		夜勤を行う従事者数	8 人		夜勤を行う従事者数	0 人	

④ 従業者の教育訓練のための制度、研修その他の従業者の資質向上に向けた取り組みの実施状況

区分	内容
入職促進に向けた取組	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
両立支援・多様な働き方の推進	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
腰痛を含む心身の健康管理	介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善